

様式第3号（第5条関係）

世 帯 調 書（ 同 意 書 ）

申請に当たり、児童の属する世帯構成員及び世帯外扶養義務者を届け出ます。

なお、母子保健法第21条の4第1項に基づく養育医療給付手続の事務執行を行う場合に限り、児童の属する世帯構成員及び世帯外扶養義務者に関する.....年度の地方税関係情報について取得することに対し、同意する場合は、同意欄に「○」印を付しています。

申請者住所									
申 請 者 氏 名					本人氏名 (受療者)				
児 童 の 属 す る 世 帯 構 成	(1)個人番号(上段) 世帯構成員名(下段)	続柄	性別	生年月日	職 業 (勤務先)	(2) 階層 区分	(3) 市町村民 税所得割 額	(4) 同 意	(5) 備 考
(6) 世帯外扶養義務者	氏名								
	住所								
	氏名								
	住所								

(裏面の記載事項をよく読んで記入してください)

記 載 要 領

- (1) 「世帯構成員」とは、児童本人と生計を一にしている者をいいます。本人を含めて全員を記入してください。
- 「扶養義務者」とは、父母、祖父母、兄弟姉妹、家庭裁判所で扶養の義務が負わされた叔父叔母等、民法第 877 条に定められている者です。次の(2)及び(6)で参照のこと。
- (2) 「階層区分」の欄には、児童本人、扶養義務者について次により記号で記入してください。なお、注(1)を参照のこと。
- a 現在生活保護法の被保護者である場合
(生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含まれます。)
 - b a に当たる場合を除いて本年度（1月から6月までは前々年分）の市町村民税が課税されていないか、又は免除になっている場合
(ただし、本年度の市町村民税が不明のため前年度の市町村民税によったときは、b になるときでも前年度分所得税が課税されている場合は d)
 - c a 又は b に当たる場合を除いて、前年分（1月から6月までは前々年分）の市町村民税の均等割の額のみ課税されている場合
 - d a 又は b に当たる場合を除いて、前年分（1月から6月までは前々年分）の市町村民税所得割が課税されている場合
- (3) 階層区分が d である者（児童の扶養義務者で市町村民税を課税されているもの）については、その市町村民税額を記入してください。
- (4) 世帯構成員中本人以外の児童が、育成医療の給付、養育医療の給付、療育の給付を受け、又は受けることが決定しているときは、その旨を備考欄に記入してください。
- (5) 「同意」の欄には、市が、本手続に係る地方税関係情報を個人番号を用いて取得することに同意する場合に「○」印を付してください。
- (6) 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を履行している扶養義務者を記載してください。

注(1) 次のいずれかに該当する方は、扶養義務者の階層区分について、次の例により、それを証明する関係書類を必ず添付してください。ただし、児童本人又は扶養義務者で 18 才未満のものは未就業であれば証明書は不要です。

○申請日が 1～6 月の場合…前年の 1 月 2 日以降に転入された方は「前々年分」の書類

○申請日が 7～12 月の場合…当年の 1 月 2 日以降に転入された方は「前年分」の書類

(a)	階層区分 a の証明…被保護者であることを証明する居住地の福祉事務所長、市町村長又は児童委員の証明書
(b)	階層区分 b の証明…市町村民税非課税又は免除を証明する市町村長の課税証明書
(c)	階層区分 c の証明…市町村民税を証明する市町村長の課税証明書
(d)	階層区分 d の証明…市町村民税を証明する市町村長の課税証明書

注(2) 申請後給付が終了するまでの間に表面記載事項に変更が生じた場合は、紀の川市こども課に届け出てください。